

省エネ型小規模燃焼機器等への改修（事業所）

【工場】【指定作業場】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

要件

小規模燃焼機器：東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度において認定機器として指定されていること。

東京都 「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度」のHP から検索できます。

ガス発電給湯器：（以下a bの要件をすべて満たすもの）

- a) ガスエンジンユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。
- b) 貯湯容量が90リットル以上の貯湯ユニットを有するものであること。

燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）：（以下a b cの要件をすべて満たすもの）

- a) 1台あたりの発電能力が定格0.3kW以上のものであること。
- b) 貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。
- c) JIS基準（JIS C 8823）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。

申込時の必要書類

① かつしかエコ助成金事前協議書【事業所対象】（第1-3号様式）	
添付書類	② 見積書の写し（対象部分の内訳がわかるもの）
	③ 設置場所を示す平面図
	④ 型番のわかるパンフレットやカタログ等の写し
	⑤ 補助要件を満たすことがわかる書類 ・小規模燃焼機器については「東京都低NO _x ・低CO ₂ 小規模燃焼機器認定制度」の認定機器一覧の写し ・燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）については仕様書等（④で確認ができれば不要）
	⑥ 施工前の現況カラー写真
	⑦ 賃貸又は使用貸借に基づき使用している場合は、建物所有者の対象機器等導入にかかる同意書

上記の書類に加えて以下の書類もご提出ください。

個人事業者の場合	⑧ 令和6年度特別区民税・都民税納税証明書の原本 （令和6年1月2日以降の転入者は前住所地の市町村民税納税証明書、非課税者は非課税証明書の原本）
	⑨ 設置する建物の登記簿謄本の原本
	⑩ 確定申告書の写し又は営業証明書の原本等
法人等の場合	⑧ 直近の事業年度の法人都民税納税証明書（非課税の場合は滞納がないことを証する書類）の原本
	⑨ 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）の原本
	⑩ 設置する建物の登記簿謄本の原本（設置する建物が本社（店）以外の場合のみ）

※場合によっては、その他区長が必要と認めるものの提出を求めることがあります。

完了報告時に必要な書類

① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第5-1号様式）	
② かつしかエコ助成金交付請求書（第8号様式）	
添付書類	③ 振込口座が確認できる書類の写し（通帳・キャッシュカード等）
	④ 領収書及びその内訳がわかる請求書又は内訳書*の写し *申込時に提出済の「見積書」と「領収書」の金額に相違がない（一式表記の場合、本体・工事代等の各々の内訳も当初と相違がないこと）場合、領収書本書のみで請求書又は内訳書は不要です。
	⑤ 施工後の全景カラー写真及び型番の部分の写真